

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 厚生年金関係                        | 5 件 |

## 岩手厚生年金 事案 978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給一覧により、申立人に申立期間の賞与が支給されていることが確認できる。

また、B町及びC税務署から提出された平成 15 年分税務関係資料に記載されている社会保険料控除額と申立人の標準報酬月額に基づき試算した社会保険料控除額を検証すると、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給一覧により、申立人に申立期間の賞与が支給されていることが確認できる。

また、B町及びC税務署から提出された平成 15 年分税務関係資料に記載されている社会保険料控除額と申立人の標準報酬月額に基づき試算した社会保険料控除額を検証すると、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 13 日

私の年金記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間においてA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった平成 15 年 8 月賞与支給一覧により、申立人に申立期間の賞与が支給されていることが確認できる。

また、B市及びC税務署から提出された平成 15 年分税務関係資料に記載されている社会保険料控除額と申立人の標準報酬月額に基づき試算した社会保険料控除額が一致することから、申立人は申立期間においてその主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 岩手厚生年金 事案 981

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日から同年3月1日まで

私は平成19年2月28日付けでA社を退職したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間において勤務していたので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答、申立事業所が作成した在籍証明書、賃金台帳、平成19年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録等により、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人が平成19年3月1日に資格喪失した旨を届け出るべきところ、誤って同年2月28日に資格喪失した旨の届出をしたことを

認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は49万1,000円、申立期間②は41万9,000円、申立期間③は48万4,000円及び申立期間④は42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日  
② 平成18年6月20日  
③ 平成18年12月10日  
④ 平成19年6月20日

年金記録を確認したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無かった。私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間①は49万1,000円、申立期間②は41万9,000円、申立期間③は48万4,000円及び申立期間④は42万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知

を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。